



金山の特産品



其の四 金山産米「つや姫」 其の五 金山産米「はえぬぎ」

其の三 菜種油「なたねっこ」



其の七 純米吟醸酒「福露」 其の八 純米吟醸酒「金山田楽」 純米酒「神室山楽」

其の六 金山杉の「スギッパ」



其の九 山の幸詰め合わせセット

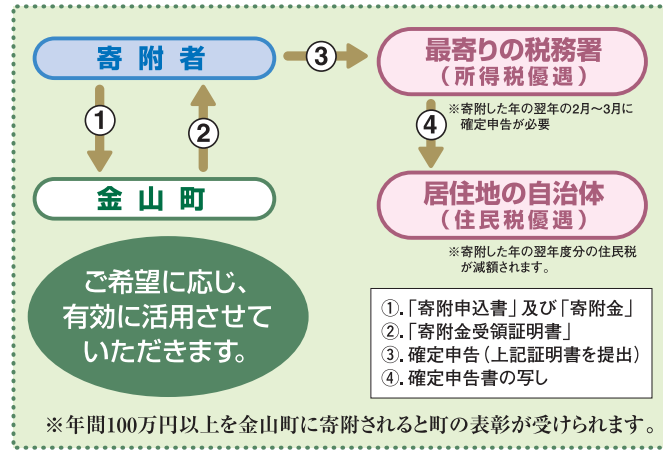
其の十 「米の娘ぶた」セット

※写真はイメージです。

かねやま型ふるさと納税制度 「ふるさと寄附制度」について

【ふるさと寄附の概要】

金山町に寄附されると、所得税の確定申告（確定申告を行わない方は、お住まいの市区町村へ住民税の申告）をすることによって、所得税については寄附金の2千円を超える金額、個人住民税については寄附金の5千円を超える金額について、一定額を上限に軽減を受けることができます。さらに、10,000円以上の寄附をされた皆様には、もれなく町の特産品など、5,000円相当をプレゼントいたします！
ふるさと納税は是非「山形県金山町」にどうぞ！！



【留意事項】

- ある一定額以上の寄附から、優遇額が「寄附額-4,700円」を下回るようになります。
- 優遇額の目安は試算できますので、お気軽にご相談ください。（※試算には「源泉徴収票」と「住民税の税額通知書」などが必要です。）

寄附金の使い道

★お申込の際に次から選ぶことができます。

- ① 人材育成事業
- ② 健康づくり事業
- ③ 産業振興事業
- ④ 定住化・交流促進事業
- ⑤ 教育文化事業
- ⑥ 何でも良い（町にお任せ）
- ⑦ その他（ ）

優遇額の目安

優遇される“税額”について

毎年制度が変わっておりますので、詳細については担当までお問い合わせください。参考として、平成22年中に寄附された場合の優遇される税額については下記のとおりです。

47,000円は実負担が4,700円となる寄附金の最高額。（これは目安ですので具体的には個別にご相談願います。）

給与収入だけの方の場合

■例1／収入500万円、子2人を扶養の場合

寄附金10,000円の場合	優遇税額 約5,300円（実負担 約4,700円）
寄附金25,000円の場合	優遇税額 約20,300円（実負担 約4,700円）
寄附金50,000円の場合	優遇税額 約24,300円（実負担 約25,700円）

■例2／収入700万円、子2人・妻を扶養の場合

寄附金20,000円の場合	優遇税額 約15,300円（実負担 約4,700円）
寄附金40,000円の場合	優遇税額 約35,300円（実負担 約4,700円）
寄附金80,000円の場合	優遇税額 約44,300円（実負担 約35,700円）

■例3／収入1,000万円、子1人・妻・父・母を扶養の場合

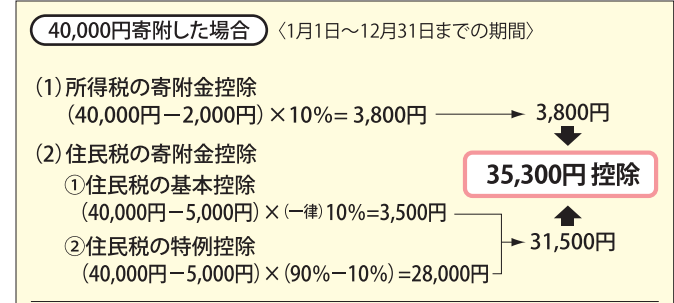
寄附金50,000円の場合	優遇税額 約15,300円（実負担 約4,700円）
寄附金65,000円の場合	優遇税額 約35,300円（実負担 約4,700円）
寄附金80,000円の場合	優遇税額 約67,300円（実負担 約12,700円）

寄附金控除の計算例は次のとおりです。

【計算例】 ■給与収入700万円です夫婦と子ども2人のケース

所得税率が10%※①で住民税の所得に対する税額が293,500円の場合。

※① 所得税の税率は、所得が多くなるほど高くなります。



※この場合、住民税の特例控除の上限（=住民税額の1割）は29,350円ですので28,000円が全額控除されます。